

生産緑地地区に定めることができる区域の規模について

1 背景

国は、都市農業振興基本計画（平成28年5月）において、都市農地をこれまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置づけ、必要な施策の方向性が示された。これを受け、生産緑地法の一部改正を含む「都市緑地法等の一部を改正する法律」（平成29年5月）の公布により、これまでの生産緑地地区の面積要件500平方メートルを市の条例制定をもって引下げが可能となった。

【生産緑地法の一部改正概要】

◆生産緑地法（抜粋）

第三条

2 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。

◆生産緑地法施行令（抜粋）

第三条 法第三条第二項の政令で定める基準は、三百平方メートル以上五百平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとする。

2 目的

生産緑地法の一部改正等を受け、現行制度では生産緑地地区とすることができない小規模な農地等を生産緑地地区として保全することにより、引き続き良好な緑地環境の保全を図っていくこととする。

3 条例（案）の策定について

「（仮称）青梅市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例」の下限面積を、政令で定める基準に従い、300平方メートル以上とする。

《現行》

500平方メートル以上



《条例制定後》

300平方メートル以上

4 条例制定に向けた今後のスケジュール（予定）

令和元年 7月 16日～7月 30日 : パブリックコメントの実施

令和元年 9月（市議会定例会 9月定例議会） : 条例（案）を上程

令和元年 11月 1日 : 条例施行